

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和2年12月11日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

おはようございます。

ただいまから令和2年平泉町議会定例会12月会議の2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

1回目の答弁は登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては簡潔、明瞭をお願いします。

通告4番、真竈光幸議員、登壇、質問願います。

7番、真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

通告4番、真竈光幸であります。

令和2年も12月を迎え、今年1年もあと僅かということになりました。本当にこの令和2年は、コロナに始まり、コロナに終わるといったような年で、大変煩雑なところでございました。

今回、質問させていただきますのは2件であります。

1件目は、トイレの洋式化と感染症対策について3項目の質問をいたします。

1つ目に、世界遺産の町である本町におきましては、多数の観光客を受け入れるトイレの衛生管理や質の向上が求められております。町営駐車場トイレの便器の現況は、洋式と和式が混在しておりますが、全ての便器の洋式化及びウォシュレット化が望ましいものであります。今後の整備計画について伺うものです。

2つ目に、町内幼保小中学校におけるトイレにおきましては、特にも小学校の洋式化が遅れております。和式便器の設置の意味合いは既になく、速やかな洋式化とウォシュレット化が望ましいものであります。今後の整備計画について伺うものです。

3つ目に、トイレは換気や接触後の消毒をどうするかなど、感染症対策において重点的な対策が必要であります。冬期の備えとしての対策をどう捉えているのかを伺います。

2件目は、買物弱者支援対策について2項目の質問をいたします。

1つ目に、国における買物弱者支援の現状では、明確な所轄府省がなく、関係府省が各所管行政において推進している施策が結果的に買物弱者対策になっています。本町においても、どこかの課が所管するものではなく、各課連携の上その対策を講じなければならないと考えますが、見解を伺うものです。

2つ目に、町内の商工業者やドラッグストア、コンビニエンスストア、ホームセンター、スーパーなど、買物先はありますが、そこに行けない人たちへの手段として移動販売や配達サービスが求められると思います。町の支援策として、サービス可能な店舗の協力依頼とリスト作成、配布について支援を展開する考えはないのかを伺うものであります。

質問は以上です。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

おはようございます。

それでは、真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

トイレの洋式化と感染症対策についてのご質問の、世界遺産の町である本町においては、多数の観光客を受け入れるトイレの衛生管理や質の向上が求められ、町営駐車場トイレの便器の現況は洋式と和式が混在しているが、全ての便器の洋式化及びウォシュレット化が望ましい、今後の整備計画について伺うにお答えをいたします。

全国的な傾向として、洋式トイレが普及していることは議員ご指摘のとおりであり、和式トイレを使ったことのない小中学生が多いことも存じ上げております。しかしながら、当町の観光客の年齢層は比較的高い傾向にあり、時々和式トイレを必要とされる方がいらっしゃることから、近年に整備いたしました道の駅平泉におきましても、少数ながら和式トイレを設置した次第であります。近い将来におきまして、全てのトイレを洋式化する必要があるとは認識しておりますが、もう少しの期間、状況を見てまいりたいと考えております。

（2）、そして（3）の質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

次に、買物弱者支援対策についての質問の、国における買物弱者対策の現状では、明確な所管府省がなく、関係府省が各所管行政において推進している施策が結果的に買物弱者対策になっている。本町においても、どこの課が所管するものではなく、各課連携の上その対策を講じなければならないと考えるが見解を伺うにお答えいたします。

買物弱者対策につきましては、議員からご指摘のありました国の対策と同様に、本町において

も実情を把握している各所管部署において対策を講じることによって、より効果的な対策につながるものと認識しております。買物弱者対策は、食品物流、商業活性化、ICT利活用、農村振興、地域公共交通、社会福祉、高齢者福祉など幅広い分野に関わってまいりますので、今後ともよりよい対策となるよう各課連携の上、取組を進めてまいります。

また、行政のみならず民間によるサービスも数多くありますので、官民が連携・協力することにより、よりきめ細やかな対策を講じていくことができるものと考えております。

次に、町内の商工業者やドラッグストア、コンビニエンスストア、ホームセンター、スーパーなど買物先はあるが、そこに行けない人たちへの手段として移動販売や配達サービスが求められる。まちの支援策として、サービス可能な店舗の協力・依頼とリスト作成・配布について支援を展開する考えはないか見解を伺うのご質問にお答えをいたします。

高齢化が急速に進む現在におきましては、買物弱者に関することが社会問題として取り上げられることが少なくありません。それによりまして、買物弱者に対する支援事例が幾つか示されている状況にあります。当町といたしましても、それらの支援事例の分析を行い、また商工会とも相談しながら、どのような支援策が当町の情勢に合致し、持続可能なのかについて検討してまいります。

私からは以上であります。

議 長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

私からは、1番のトイレの洋式化と感染症対策についてのご質問の、2点にわたってのご質問にお答えをいたします。

町内幼保小中学校におけるトイレにおいては、特にも小学校の洋式化が遅れている。和式便器の設置の意味合いは既になく、速やかな洋式化とウォシュレット化が望ましい。今後の整備計画を伺うのご質問に、まずお答えいたします。

学校施設におけるトイレの洋便器、和便器の状況について、洋便器率は町立幼稚園で85.7%、平泉小学校で70.2%、長島小学校で47.1%、平泉中学校で73.7%となっており、学校施設全体で見ると65.9%となっております。特にも、長島小学校で低くなっている状況でございます。

トイレは家庭においても洋式化が一般化してきており、また災害時、学校施設は避難所となるため、高齢者や障害者などの利便性向上などの観点からも、洋式化はより高まることが期待されるものと思われまます。一方、公衆トイレには和便器も一定程度あり、教育上の観点から、また衛生面から便座に触れることを望まない児童生徒への配慮等から、一部残していく必要もあるものと思われまます。

ウォシュレットにつきましては、児童生徒が日常的に使用するトイレに設置されておられません。設置に関しては、他人が使用したウォシュレットへの不快感を感じてしまう児童生徒への配慮も必要かと思われまます。

これらのことを考慮しながら、今後、学校施設の老朽化対策とともに、トイレ改修を含めた教

育環境の改善について検討してまいります。

次に、トイレは換気や接触後の消毒をどうするかなど、感染症対策において重点的な対策が必要である。冬期の備えとしての対策はどう捉えているか伺うのご質問にお答えいたします。

冬期間、学校施設の暖房が稼働しているため、急激な温度変化を感じている児童生徒はいないとのことであり、ヒートショックを起こす危険性は高くないものと思われまます。また、冬期にウイルス感染症の感染が成立しやすい状況にあります。新型コロナウイルスの感染予防の対策として、児童生徒の手洗い、手指消毒の指導や消毒ボランティア等における消毒作業を行っており、この予防対策により、他のウイルスの感染予防にも有効と思われることから、引き続き予防対策の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

何点か再質問をいたします。

新型コロナウイルスによる感染拡大が落ち着きましたら、観光や仕事での海外移動がまた緩やかになりましたら、どの国を訪れたいかというアンケートが、日本政策投資銀行と公益財団法人日本交通公社がアジア 8、欧米豪 4 の国や地域の海外旅行経験者 6,266 人を対象に、インターネットで 6 月 2 日から 12 日において実施をされたということが報道でありました。そのデータによりますと、コロナ終息後行きたい国は 46% が日本で、2 位の韓国 22% の 2 倍以上の人気となっていたということが分かりました。

その理由であります。日本を訪問したい理由というものの第 1 番目が、「行きたい観光地や施設があるから」というのが 47%、「食事がおいしいから」というのが 43%、3 番目に、「以前も旅行して、とても気に入った」というのが 37%、そして 4 番目が、トイレがいいのだと、清潔な国だということで、36% にトイレ事情を挙げております。

そこで伺うのですが、中尊寺第一駐車場が 6 基、毛越寺駐車場も同じく 6 基の合わせて 12 基の和式便器が存在をしております。さきのアンケートにもありますように、クールジャパンの清潔なトイレを観光客は望んでおります。完全洋式化実現を達成するのに、その目標といいますか、計画の年度があればお聞かせいただきたい。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

毛越寺の駐車場のトイレにつきましては、今年度、改修予定ではございましたけれども、このたびちょっと駐車場の入り込み等も少なかったこともありまして、次年度のほうに今、先延ばししておるところでございます。

それで、中尊寺に関しましては、今現在のところまだ洋式化の計画はございません。ただ、今、議員おっしゃったとおりなのですけれども、海外の方々の反応というものは私も存じ上げており

ますが、トイレがきれいだったということと洋式化と和式化ということについては、若干ニュアンスがずれるのかなとは思っております。和式のものであっても、トイレは清潔ではあるのかなと思っておりますが、議員おっしゃるとおり、洋式のもの望ましいことはありますけれども、その辺につきましては財政計画等と含みながら、できる限り洋式化に努めてまいりたいというふうには考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

その毛越寺のを来年に回す、それは6基全てということですか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

今現在、駐車場の入り込みが前年比で約40%ほどになっております。その駐車場会計等の流れを見ながら、改修のほうも一回にやれるのかどうか含めまして、ちょっと新年度予算について検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

便座が冬でも暖かいという、このウォシュレット化することによって外国人が非常に羨望しているのも日本のトイレ、便器の事情であります。中尊寺第一の洋式便器6基が全てウォシュレット化、第二駐車場は洋式便器8基ありますが、これも全てウォシュレット対応になっております。

毛越寺駐車場の洋式トイレ7基のうち、ウォシュレット化が5基なのです。残る2基のウォシュレット化する、これは来年度の計画に盛り込んでおられますか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

いずれ、本来であれば今年度行う予定でしたけれども、先ほど申し上げたとおり、駐車場会計のほうがこのとおりの状況ですので、来年度一回に全てできるものかどうか含めまして、新年度予算のほうで要求してまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

外国人対応ということだけではなく、国内旅行も随分戻ってきておりますので、そういった面も含めて早期の改修という計画を進めていただければいいのかなというふうに思います。

それで、そのほかの公共施設のトイレ事情も随分と洋式化が遅れております。さきに総務課の

ほうから資料を出していただいておりますが、それを見ますと、これ以前に同僚議員、三枚山議員からも質問があったかと思いますが、長島球場につきましては洋式ゼロで和式3基のみなのです。これは、やっぱり女性も非常に使いづらいという面も含めて早期の洋式化、もしくは便器の造設も急がれるのではないかと思うのですが、この整備計画について伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕教育次長。

教育次長（岩渕嘉之君）

体育施設については、特に屋内施設については、やはり洋式化は既に備えておりますけれども、球場につきましては屋外の施設ということで、その維持管理も含めまして、今後、洋式化につきましては、改修等のタイミングで併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

確かにおっしゃるとおり、屋内と屋外という、そういう違いで整備が、確かに球場におきましてはゼロという状態ですので、その状態につきましては、おっしゃるとおり女性等も利用される場合もあるので、好ましくない状況にはあるとは思いますが、その改修するタイミングを確認しまして、今後、整備するというところで検討してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

特にも、屋外のほうが洋式化率を早く高めたほうが、やはり使い勝手はいいということになるかと思えます。ぜひ進めていただくようにお願いします。

それから、この役場庁舎内のトイレもやっぱり整備が遅れていると思えます。14基設置があるわけですが、半数が洋式でウォシュレットであります。7基は和式のままでございます。様々な方々を迎え入れる施設として、やっぱりこれは洋式化を進める、ウォシュレット化を早急に整備すべきだと思えますが、その計画についてお願いします。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

役場庁舎内のトイレ、あるいは公共施設のトイレについては、まだ全てがウォシュレット化はされていないというのが事実であります。いずれこうしたコロナ禍の中で、ウォシュレット化は望ましいとは思いますが、更新等の計画、あるいは全体の予算の中で、どういう状況に、計画的に改善していくような形で、今後検討してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

公共施設の中でも、やはり役場庁舎についての整備は、これは早急にやるようにぜひ計画を進めていただきたいというふうに申し述べておきたいと思えます。

学校関係のトイレについて質問を変えますが、小中学校のトイレの洋式化はなかなか進んでい

ないというのが全国的な傾向であります。文部科学省の令和2年9月1日現在の調査結果表を取って見ますと、公立小中学校におけるトイレの全便器数は136万基であります。そのうち洋式便器は約77万基、洋式率は57%、昨年の43.3%をかなり上回ってきております。和式便器は58万基で、和式率が43%でありました。岩手県を見ますと、小中学校452校、洋式率は54.9%、幼稚園が82.8%でありました。

参考までに、小中学校で洋式率が全国一は富山県の79.3%、幼稚園は山梨県が100%、秋田県が98%。どういうわけか、何か学力テストの上位校がトイレがいいのではないかとということもありますが、岩手県は5番目なのですね。小中学校では東北の5番目、幼稚園も東北の5番目となっております。幸い、総務課から頂いている資料を見ますと、割といいのですよ、洋式化率は非常に。先ほど教育長答弁がありましたように、割合高い水準になってはございます。

それで、特にも今言われたような、答弁にあったような中での、施設の整備率を答弁いただきましたが、このトイレを明るく利用したい子供がなかなか行きづらい、男子児童がトイレになかなか行けないといったような事情も随分とあるわけですが、やはり暗い、汚い、臭いという学校トイレの改善をもっと進めようということで、子供たちに提案をさせて「トイレピカピカ運動」ということが全国的に進められております。

このトイレの改修事業を国庫補助する学校施設環境改善交付金制度というものがあるわけですが、この制度については、本町として計画的に取り入れるようなお考え、何かあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

今、議員おっしゃるとおり、令和2年9月現在の調査結果、あるいはそれに基づく国の方針等につきましては、公立学校施設の整備に関する方針等については承知はしておりますけれども、その交付金、つまり、これからの令和時代のスタンダードとしての学習生活、良好な環境の整備ということを中心とする整備内容については、制度自体は把握はしておりますが、今のところ平泉町の学校施設についての整備方針といたしましては、町全体の管理計画、公共施設の管理計画の中で学校施設をどうするかといった、いわゆる長寿命化計画、個別計画、そういったものを令和元年度、昨年度にまとめております。その中で、大規模構造という、今現在の小中学校は老朽化している、特に長島小学校なんかは26年ほど経過しているわけですから、大規模改修という実施する時期を決めまして、その時点でトイレの改修も行ってまいりたいというふうに考えております。

ですので、学校の施設の環境整備の中では、それぞれ優先されるべき、例えば屋根の改修であったり、あるいは体育館の照明のLED化だったりとか、そういったものもありますので、そういったことで申し上げますと、大規模改修のタイミングでトイレの改修を行うというような現在の計画であります。

したがって、来年度からすぐ取り組むということは今のところは考えておりませんが、た

だ、こういう感染状況の中で、例えばG I G Aスクール構想のように、国あるいは国家的な取組として全国の学校を早急に水洗化といいますか、洋式化、ウォシュレットも取り入れるといったような取組が示されれば、それに乗り遅れることなく整備に取り組むということになるかと思いますが、現在のところはそういう状況、そういう予定としておるところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

今、教育次長が答弁された後段の部分の感染症対策としてのという意味合い、これもやっぱり非常に大きいことです。接触する機会が著しく多いのは、このトイレ事情でありますので、そのことも含めて、ぜひせつかくの補助制度があるわけですから、有効活用しながら感染対策としても進めるべきだと。また、教育の一環としても、きれいなトイレを大切に扱うということでの教育効果も高いことが示されておりますので、大規模改修工事とまた別の観点でやられたほうがいいのではないかと思います。教育長、何か言いたそうなので、どうぞ。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

子供たちにとってトイレは暗いところだ、汚いところだという、そういう意識があるというお話がありましたが、特に小学校の低学年などで、私の経験からしますと、学校では大便をするものではないみたいな、子供たちにそういう意識が結構あります。それは、汚いとかというふうなことではなくて、何かそんなようなことが子供たちの中に伝わって、学校では大のほうはしないというふうな、そんなふうなことがあるような気がいたします。

学校では、子供にもトイレ掃除をさせているわけで、そういった意味ではびかびかというか、自分たちが使うところはきれいにしておいて使っていくのだというふうなことは指導しているわけがありますので、和であれ洋であれ、そういったことについては今後指導していく必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、和式トイレのメリット・デメリットについては、いろいろ言われているところがあるようであります。

デメリットというふうなことでいうと、その臭いが漂いやすいとか、近いわけがありますので、というふうなこととか、あるいは跳ねるというふうなことがあって、何となく嫌な感じがするというふうなこともあったりするようでありますけれども。

これは、和式において筋力を鍛えることができるなどというふうな、そういう話も、いわゆるぐっと腰を下ろしてしゃがむことによって、立ったり、座ったりというふうなことで筋力が鍛えられていることもあるわけですが、トイレで筋力を鍛えることがどうなのかというふうなこともありますので、その点については、そのことを理由にして和式がいいのだというふうな論は、ちょっと話がずれているところもあるかとは思いますが、実態としては、確かに筋力が弱いことはそのとおりであります。



様々なことがあるわけでありますので、一概に全て洋式にしてしまっているのかというふうなこともあるわけでありますので、いずれにしても子供たちにとって、明るくて、そして使いやすい、あるいは抵抗なくトイレに入れるというふうな、そういう状況というふうなことは指導していかなきゃならないというふうに思っているところであります。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

まさに今、教育長がおっしゃるとおり、やはりからかわれたり、男子児童はなかなか行きづらいうというものがあるのだと。やっぱりトイレでとても大便なんかできないという、その行きづらさを解消させるためにも、洋式化というのは非常に有効な手段であるというふうにも考えます。

それから、子供たちの意見を取り入れて壁紙を明るいものにするとか、もしくは掃除しやすいように、いろんな、担当する学年によって、そのトイレを飾るようなものをしたり、そういったことで非常に行きやすい、掃除も楽しくなったみたいな効果が、神奈川県下からの小学校なんかからは報告が上がっているようでございます。やはり、そういったものも含めて教育の中に取り組んでいく、トイレを大切に使う、次の人が使いやすいように汚さない、これも保健指導も含めて教育の中に取り込んでいかなくちゃいけない問題だというふうに思います。

町内の小中学校の洋式化率は、冒頭に教育長から答弁がありましたように、長島小学校が著しく遅れているのです。長島小学校、34基あるのですが、洋式が16基、洋式率47%ということではありますが、さらに平小、平中にはウォシュレット化された便器も存在をしておりますが、長島小学校はゼロなのです。これは急がなくちゃいけない改善テーマではないかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

調査結果につきまして、ちょっと補足させていただきたいところがあるのですが、ウォシュレットにつきましては、今回の調査につきましては教職員も使うトイレ、あるいは多目的トイレ、保健室とか、給食室に備付けのトイレも含めての調査の結果でございます、ウォシュレットにつきましては、教職員が使っているという部分でのトイレのウォシュレットになっておりまして、実際に子供たちが使っているというのはほぼないという状況であります。

まず、そういった状況で、補足として説明させていただきたいと思っております。洋式化と和式、その使い勝手については、直接児童生徒にアンケートを取ったわけではないのですが、学校への聞き取りによりますと、特に我慢して使っているのかもしれないのですが、使用についての不便さを訴える児童生徒はないというふうに聞き取りしております。

ですが、やっぱり望ましいのはそういう洋式化なのですが、実際に使いづらいというふうに感じる子供については洋式が全くないわけではありませぬので、そちらのほうを使っているという

ことですし、ウォシュレットについてはそれこそありませんから、今後、先ほど申し上げた整備する段階でウォシュレット化についても、併せて整備していくというようなところになっております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

長島小学校の教職員にも、ぜひウォシュレットを整備していただきたいというふうに思います。

学校トイレの改修の必要性として先ほども申し上げましたが、掃除する人たちのことを考える、次に使う人たちのことを考えて使用するという保健指導についてはいかがお考えですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

そこにつきましては、掃除をするというところがある中で学校の指導としましては、やはり基本的に、次の方が使うことを意識した形できれいに使うというのがまず基本としてありますし、また、今の指導につきましては、低学年の和式のトイレの使い方とか、あるいは具体的な清掃の仕方、消毒といいますか、掃除の仕方を具体的にして通常の使い方はきれいに使うし、清掃の仕方は清掃の仕方として、きちっと教職員が児童生徒に指導しているという状況であるというふうに把握しております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

保健センターからの出張授業とか、そういった保健指導のことも当然、感染症対策を含めてやっていくべきだというふうに思いますので、ご検討いただきたいと思います。

感染症対策として、手洗い水栓の蛇口について自動水栓の導入が望ましいのですけれども、学校の手洗い水栓蛇口の自動化は平泉小学校が29%、長小が23%、平中が26.7%の整備にとどまっています。これの整備計画はどのようになっているかをお示してください。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

いわゆる自動水栓化につきましては、今回の新型コロナウイルスの感染症対策の交付金事業で、今実際行われて、終わっているところもありますけれども、この改修につきましては、学校現場の意向等も踏まえまして、例えば清掃する場合にホースをつけるので蛇口ではないと不便だったり、あるいはレバーを上下にしたり、左右にしたりするという改修が学校のほうで望ましいというお考えもありまして、完全な自動化という、手をかざしたときに出るような水栓を全て行うというものではありませんが、今回の感染症を防ぐという、そういう目的での対策につきましては、今

年度全て行うという予定でございます。

ですので、一部は蛇口として残したり、レバー式として改修したりということも含んでこの結果というふうになっております。今後、これがもっと自動水栓の率が上がるというふうには認識しておりますが、それが最終的に100%ではないというふうなことでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

保育所、幼稚園はもう100%になっておりますよね。ぜひ、それを目指していただきたいというふうに思います。

生活様式の変化でもって各家庭や商業施設等におきましても、洋式化は著しく進んできております。和式では用便ができない児童も増えております。学校施設は、学校開放などにより学内外の多くの人々が利用する施設でもありますので、今後も長く新型コロナウイルスとの共生が続くものと思われませんが、感染症対策としてのトイレの洋式化、ウォシュレット化、手洗い水栓の自動化の整備をぜひ進めていただきたく申し上げまして、質問を変えたいと思います。

買物弱者の定義であります。各省庁によって違いがあります。経産省は日常の買物に不便をする者、これだけです。農水省は、生鮮品販売店舗まで距離が500メートル以上離れており、かつ自動車を持たない者としております。一方、地方自治体、長野県の定義がいいのですが、日常の買物に不便を感じている者が1つ、2つ目に商店が近くになく、徒歩、自転車で買物に行けない者、3つ目に自動車を運転できない者、この3条件に全て該当する者を買物弱者と定義づけております。愛知県を見ますと、愛知県では、この3条件にインターネットを利用できない者を付け加えております。こうした長野県、愛知県の要件は、全ての地域の買物弱者を定義づけるものと思われ。こうした方々への支援は、今、町内会や民生委員、また住民有志によりまして、生活支援サービスを展開している地域も存在しております。

課題は、地域も高齢化しておりまして、運営の担い手の確保が大変難しい状況があります。一方でまた、行政が買物支援として行っている例は、同行する職員やマイクロバスを提供いたしまして、月1回の買物ツアーをやっておる自治体もあります。地域への行政の関わり方として、課題の解決策の一案となるのか、検討すべきものと思うところであります。

今回質問いたしますのは、移動販売と配達サービスの可能性について何点かお尋ねをしたいと思っております。

コンビニエンスストア大手のセブンイレブンジャパンであります。西濃運輸と提携をいたしまして、高齢者ら買物が困難な人向けに商品を自宅に配達するサービスを強化するとしております。また、店舗の立地する場所によりましては、電球交換などの生活支援サービスも提供していくというふうに新聞報道でありました。こうした配達サービスをして、飽和状態にあるコンビニエンスストアでの生き残りをかけているというところもあるのでしょうか、事業の掘り起こしもしたいということの表明をしてございました。店に来られない人がいるのであれば店が行くと、商店の起源は行商から始まっておりますから、言わば基本に立ち返る時代に戻ったと言ってもいいの

かもしれません。

町内には、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストアなど生活を支える店舗がたくさんございますが、こうした面と提携をした配達サービスを行政側として協議する場面があってもいいのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

議員おっしゃるとおり、そのようなサービスができるところがあるかどうか含めて、やはり行政としてもその間に入っていくことは必要かなというふうには考えております。

それで、以前スーパーセンターのほうに、ジョイスさんのほうにお話をしたときもございました。そのときは、ちょっと宅配まではなかなか考えられないということでしたけれども、議員おっしゃるとおりコンビニエンスストア、あとはドラッグストア等もありますので、その辺の意向調査も含めて、ぜひとも買物弱者の皆様の、少しでもそういうものがプラスになるような形のサービスを展開できるかどうかを含めて調査して、できるだけよい形にしていきたいと思いますというふうには思っております。

議長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

それと、それはほとんど外部からの業者の参入ということになっておりますが、町内業者についても商工会等の提携を図って、もう少しそういう住民サービスをやれないかといったような指導もやっぱりやっていく必要があるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

議員がご指摘しておりました一関の例を見ましても、これは今年10月だったかと思いましたが、新聞等に出ていて、私も調べさせていただいていたところでしたが、やはりこれを見ますと、大分行政のほうで掘り起こしているなということは見えるなと思っております。ですので、商工会とも相談しながら、平泉町の場合はそれほど事業者の数は多くございませんが、その中でも、恐らくご協力いただけるところはあろうかと思いますし、既に今現在やっておるところもありますので、そういうところの宣伝も含めて住民の皆様にご提示できれば、利用する方も増えるという形になりますので、両者いい形にできるかと思いますので、その辺も積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

ぜひそのような形で指導しながら、やはり一関で行っているようなガイドブックも作成して住

民に配布の上、幾ら以上は配達してくれるのだということで、随分と救われる方々がいらっしゃると思いますから、ぜひ前向きに加速していただきたいというふうに思います。

もう一点ですが、移動販売を例えば町内の商工会が組んで、車両を購入して整備をするから、何か補助をしてくれといったような場面も想定されるのですが、そういった移動販売、宅配支援事業を行う小売業者、商工会などに対して、車両もしくは燃料等の助成を行う事業展開というのは考えられませんか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

町内にも、かつては移動販売をなさっていた事業者さんもいらっしゃるようございますが、今現在でそういう、やりたいという方がいらっしゃるというふうな要望等は聞いておりませんけれども、移動販売というものも一つの選択肢にはなるのかなと思っています、この買物弱者の方々をできるだけいい形にするパターンとして。ですので、その辺も含めて今後の、今現在、役場のほうで総合計画を含めまして公共交通等の考え方も今整理しておりますので、そこも含めながら、総括的な中で考えてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真篋光幸議員。

7 番（真篋光幸君）

まとめたいと思います。買物弱者の問題の本質は何かということをつえた場合、やっぱり人口減少が一番なのです。人口減少と超高齢化社会の課題なのだと思います。支えられる側、支える側が共に高齢者で、また地域の課題はそれぞれに異なって、地域事情が異なりまして、その解決策は一樣ではないのでありますが、そこに非常に難しい問題があると認識をしておりますが、やはりなかなか進まない交通体系と言うと非常に語弊があるのかもしれませんが、かつてはもっと交通体系のひどい、状況の悪い中でも住民は商店へ出向き、購買活動も意欲も旺盛な時代があったわけでありまして。時代の変遷と言ってしまうえばそれまでですが、人がいたのですね。だから、そういったところでお客さんは来てくれたという、その商店の意識をやはりもうここで変えていただかなくちゃいけない時代に入ったのだらうと思います。

地域が抱える課題をどう解決すればいいのか、地域力や住民の自治力が必要となるわけでありまして、今後も行政や地域が一丸となって、この困難な課題を少しでも緩和させる取組をしていかなければならないと考えます。ぜひ各課連携の上、今後も検討されますことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで真篋光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩とします。11時10分まで休憩とします。

---

休憩 午前10時53分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告 5 番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5 番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

通告 5 番、阿部圭二です。

それでは、通告に従い一般質問のほうさせていただきます。

まず最初に、今回、新型コロナウイルス感染症ですけれども、何人かの方が危ない状況になったということもあったのですが、この町内で感染者が出てきていないということ、その事実が公的機関の方々、医療機関の方々、福祉施設の方々、学校関係者、町民全てのなし得たことだと思います。本当に感謝に堪えないということをまず申し上げておきたいと思います。

それでは、質問事項は 2 点であります。

1、新型コロナウイルス感染症による影響への対策について。

2、住宅政策について。

そして、1 点目の新型コロナウイルス感染症による影響への対策については 2 点ございます。

1 点目、町民の不安をなくす手段の一つとして、重症化しやすい高齢者及び感染拡大が心配される高齢者施設の職員はもちろん、福祉施設などの感染拡大しやすい場所等の職員の PCR 検査を実施できないか。さらに、希望者への PCR 検査の補助を実施すべきではないか。

もう一点、米価下落について。県では 3 ヘクター以下では赤字となる見込みで、農家へ町として戸別補償が必要ではないか。国や県に対しても支援を行うよう、また備蓄米の買上げを行っていくよう働きかけるべきではないか。

そして、質問事項の 2 点目、住宅政策については 3 点ございます。

若者単身者支援住宅について。独身者は町営住宅には入居できないようだが、若者の雇用対策として独身者用の町営住宅を造るべきではないか。

2 点目、町の未利用地を活用し、戸建ての町営住宅を造るべきではないか。

3 点目、生活支援ハウスについて。お年寄りだけの住宅が増えている。高齢者施設の近くに、生活支援ハウス建設の考えはないか。

以上、どうぞお答えのほうよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症による影響への対策についてのご質問、町民の不安をなくす手段の一つとして、重症化しやすい高齢者及び感染拡大が心配される高齢者施設の職員はもちろん、福

社施設などの感染拡大しやすい場所等の職員にもPCR検査を実施できないか。さらに、希望者へのPCR検査への補助を実施すべきではないかにお答えをいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染者の増加が見られております。県内においても、高齢者施設など数か所でクラスターにより感染者も200名を超えております。

高齢者施設の職員等へのPCR検査の実施につきましては、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院、入所者全員を対象に、言わば一斉定期的な検査を行うよう厚生労働省より通知が発出されているところであります。

町内施設におきましても、感染防止対策に十分に取り組んでいただきながらサービス提供を継続していただいております。ご質問の福祉施設などの感染しやすい場所等へのPCR検査の実施については、現在は考えておりません。今後も、事業所と情報共有、連携を行いながら必要な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また、希望者へのPCR検査の補助につきましては、平泉町だけではなく一関市医師会や一関市との協議も必要になってくると思われませんが、近隣においてPCRの任意検査を実施できる医療機関を確認していないことから、現時点では必要性が低いと考えております。

次に、米価下落について、県では3ヘクタール以下では赤字となる見込みで、農家や町として戸別補償が必要ではないか。国や県に対しても支援を行うよう、また備蓄米の買上げを行っていくよう働きかけるべきではないかのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響で、中食・外食産業における主食用米の消費需要が落ち込み、令和2年産の米の価格が下がり、主食用米作付農家の収入が減少したことから、農業者を支援し、経営維持を図るため主食用米作付農家支援事業として、12月議会において補正予算計上しているところであります。

備蓄米については、不作等による米の生産量の減少などにより、その供給が不足する事態に備え、必要な数量の国産米を在庫として保有するものであり、需給操作や価格の下支えを目的とした買入れは行っていないと聞いております。

一方、農林水産省では、新型コロナウイルス感染症の影響により、中食・外食向けの需要が落ち込んでいる状況を踏まえ、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」による保管経費の支援対策期間を拡充することとし、全農等において20万トン程度の調整保管に取り組むものと考えております。

今後も米の需要及び価格動向を注視し、米の需要安定や農家の経営安定の支援強化について、機会を捉え国や県に要望してまいります。

次に、住宅政策についてのご質問の若者単身者支援住宅について。独身者は町営住宅に入居できないようだが、若者の雇用対策として独身者用の町営住宅を造るべきではないかにお答えをいたします。

町営住宅につきましては、住宅に困窮する所得の少ない方に対して、低家賃で住宅を供給することを目的に、国の補助金と町費により設置しているところであります。そのため、法律や条例

により入居に際しての制約や義務が定められております。

入居者資格においては町営住宅等条例により、60歳以上の者、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者を除き、単身者の入居はできないこととなっており、親族の同居が原則となっております。

現在、令和3年度から令和13年度までの公営住宅の長寿命化計画を策定しているところですが、将来の人口減少を考慮した必要戸数が現在の保有戸数で確保されているため、新たな町営住宅の建設予定は今のところありません。

次に、町の未利用地を活用し、戸建ての町営住宅を造るべきではないかのご質問にお答えをいたします。

新たな町営住宅の建設につきましては、先ほど答弁申し上げたとおり、公営住宅法による町営住宅は必要戸数に対して保有戸数が確保されているため、今のところ予定はありません。未利用の町有地につきましては、有効に活用できるよう検討してまいります。

次に、生活支援ハウスについて。お年寄りだけの住宅が増えている。高齢者施設の近くに、生活支援ハウス建設の考えはないかのご質問にお答えをいたします。

生活支援ハウスは、高齢のために独立した生活を続けることに不安のある独り暮らしや高齢者夫婦、家族による援助を受けることが困難な方、また介護保険施設からの退所者など、生活支援を要する高齢者が一定期間居住できる施設であり、原則として日常生活ができる方が入所対象となっております。

一関市においては、2施設で18床整備されておりますが、ここ数年は満床になることもなく、サービス付高齢者住宅等も整備されていることから、生活支援ハウスの必要性は薄れてきている現状であります。一関市の利用状況を見ますと、当町において新たな生活支援ハウスを建設することについての緊急性は低いと捉えているところであります。

環境の変化がストレスになりやすい高齢者にとって、住み慣れた地域で自立した生活を最期まで送ることができるよう、必要な医療・介護・福祉サービスなどを一体的に提供し、全ての世代で支え、支えられる仕組みとして地域包括ケアシステムを国及び県で推進しております。地域包括ケアシステムが効果的に機能するために、自助・互助・共助・公助の連携が必要であり、特にも自助・互助の果たす役割は、少子高齢化社会にとって大変重要となってきました。親しいお茶飲み仲間づくりや住民同士のちょっとした助け合い、行政区などの活動、ボランティアグループによる生活支援など、担い手も多様化しており、意識的に互助である住民同士の支え合いの強化が、高齢者の住環境の確保に必要があると考えておるところであります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、通告に従って再質問のほうをさせていただきます。

まずは、高齢者施設などで町長がおっしゃってございましたけれども、岩手県内では200名を超



える感染者が出て、全国的にも学校、病院等でクラスターが起きています。町内施設でもいつ起きてもおかしくないと、施設の方々にお聞きしても戦々恐々とした状態で、ぴりぴりしているのだという話はお聞きしています。

そんな中で、一番安心できるのは多分PCR検査等ではないかとは思いますが。特に、ワクチンが来年いつ頃になるかというのはまだ不確定な段階なので、特に何とかしていかないといけないと思う、その最初的手段としては一番いい方法だと思うのですが。

福祉施設の方がおっしゃっていた一番の心配な部分というのが、パンデミックに対しての町ではある程度シミュレーションはあるのでしょうかけれども、どういう形になっていくのかというのをちょっと教えていただければと思うのですが。施設の方々が何とか、特に一番の問題は人手不足になるだろうということをおっしゃられたのです。それとともに、情報がある程度みんな多くの施設の方々にも広く情報が共有されるような状態がなくちゃ困るというふうなこともおっしゃってありました。町としては、もしある施設でパンデミックが発生した場合、どういう状況がまず起きるのか、それをまずお聞きしたいと思うのですが。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

もし施設等で発生した場合の町としてということの対応ということだと思いますけれども、まず施設のほうで感染者というか、その症状のある方が検査を受けまして、新型コロナウイルスの陽性だったという場合には、まず一関保健所のほうに報告がされると思われれます。それをもって情報共有という形で、平泉町のほうにも連絡が来る可能性があります。

陽性者が発生したという場合には、主には感染症対策のほうにつきましては、県のほうで中心的に動くような形で、今現在はそのようになっておりますので、ただ、町といたしましても県と連携しながら、情報共有をしながら施設の状況ですとか、何人ぐらい入っているのですとか、そういうような情報共有なども行いながら対応をしていくということになると思います。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

医師会さんにお聞きしましたところ、やっぱり保健所が入って、その後検査という状態になると、おおむね同じような答えが返ってきたのですが、今回私がPCR検査の話をしたところ、検査の体制は、取りあえずパンデミック状態になっても、ある程度の部分では医師会としても何とかなるといふ部分はお聞きしました。それをお聞きして、かなり今までと違って体制は整ってきているのだということは、町民自身、我々自身もそうですけれども、とても安堵を得たわけですから。

今回、私が一般の方にPCR検査をということで、そういう場合はどうなのかということをお聞きしたのですが、一番の問題は出た場合どうするのかと、逆に。これは老人ホーム等の方も言っていたのですが、もしその場でPCR検査を行ったときに、それが陰性ではなくて陽性だった

場合、その場合の対応というのは今、パンデミックまでいかなくても、対応としてはかなり同じような形態になるかと思うのですけれども、その辺はどのように考えておられますか、お聞きします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

この部分については、私の答弁のほうが現実味があると思いますので答弁させていただきますけれども。やはり実際出たらどうするかということなのですが、その出た状況等々によって対応がやっぱりかなり異なることがあると思います。しかし、それはやっぱり保健所からの様々な指示を仰ぎながら、町も一体として対応していくということになります。当然、家族もですし、接触した方々もですし、その施設も一体となりながら取り組んでいかなくても、まさにクラスターという、今そういった状況も出ている、国内では、県内でもありましたけれども。

そういった意味では、議員も様々な調査もされてのご質問だというふうに思いますけれども、いずれ、もしこうなったらという、それぞれのいろんな想定はあるのですけれども、しかしその想定のようにいかないというのも、実は現実的でもあるのも事実だというふうに思っております。まずは、やはりそういった状況が出たときに、即座にしっかり連絡を取り合いながら行政としてどう対応するか、そしてその施設としてどう対応するか、そしてその人がどう行動したかによってもまた違ってくると思いますので、移動手段とかいろいろあります。それも保健所、そして県ともしっかり対応しながら、地域一丸となって対応していかななくてはならない、そういう事態になるというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ありがとうございます。確かに、検査等は個人では一応受けられるのではありますけれども、一番安いような形でも1万5,000円ぐらいから、高くて3万円からというふうな形というのが出ているのですが、そういう部分の、個人的に受けるという部分ではなくて、町としてもぜひ、まず1回目というような検査をしていくべきだということを申し上げていきたいと思っております。

そして今回、病院についてはここには書いていないのですけれども、医師会さんが、病院については今年は、平泉の病院は分からないのですが、病院関係でお客さんと言っては何ですけれども、患者さんが大体3分の1程度になっているということもお聞きしています。

そして、老人ホーム等では、使い捨てのポリ袋がとても足りない状況になって、価格が物すごく高くなっているというのはニュース等でも多分出ていると思うのですが、平泉町でももしかしたら新たなる補助というの、基金等もこれからつくっていくわけですけれども、必要になるかなと思うのですが、ぜひその部分を何とかやっていただければと思います。それに併せて、PCR検査のまず1回目の検査をしていただくことを私は望んでいます。最初の質問は、まずここまですすめさせていただきます。

次の質問に入りたいと思いますけれども、米価下落について、一応、町でもかなり12月会議に当たって、相当頑張っている部分というのが出されてきたのですが、町民はもちろん、一般の方もまだ知らないわけで、今回出された内容を少しここで発表していただけるといいかなと思うのですが、よろしくをお願いします。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

今回、制定いたします食用米作付農家支援事業につきましては、この議会が終了後、今月末には各農家に対して申請書を配布する予定ですので、申請書の配布と併せてそのチラシも同封しますので、そのような周知を図っていきたくと考えているところであります。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいま農林振興課長が答弁した内容ですが、ただ、この議会終了後という部分ですが、議会の議決をいただければ議会終了後ということですので、ご理解を賜りたいというふうに思います。以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

本当にありがとうございます。

平泉町の事業内容は言っていられなかったもので、内容をちょっと本当は言ってほしかったのですが。今回、花巻市でもう行われている内容をまず申し上げますと、米30キロ当たり107円を補助するというような形で考えているそうなのであります。これは出荷手数料、あと袋の部分ですか、そういう価格の分として出すような形で、約3,700の経営体が対象で、最大で140万円程度の補助になるという見込みなのですが、平泉の今回の部分では、最大でどれぐらいの額になるのでしょうかと、まだ出ていないから無理でしょうか。もし、分かればと思ったのですが。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

最大受給できる方の金額という意味でしょうか。

（「はい」の声あり）

農林振興課長（岩渕省一君）

それについては、最大やっている方の、正確な数字はちょっと今、資料を持ち合わせてはおりませんが、100ヘクタールくらいやっている方がおられますので、その方々が最大になってくるかとは考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

まだ議決していないものだから、なかなかそういう部分では大変かなと思いますけれども、確かに平泉町の部分は、花巻市よりもずっと優れた内容になっているというのは、この議会が終われば、大体、皆さんのほうでも分かると思うのですが、ぜひそういう部分で、平泉町の支援はともすごいなということをお願いしておきたいと思います。10アール当たり、10アール以上の方だと思ったのですが、1反歩以上ですよ。それ以下は飯米ということで出さないということらしいのですけれども、ちょっとできれば飯米の方にもと思いつつながら私は考えておりましたが、しようがない部分でしょうか。

それから、ちょっと変わるのですけれども、今回、種苗法が廃止されて、これと同時期に、研究機関や各機関の農業試験場から、公的機関があると民間の種苗会社が参入できないからということで、公的機関が持つ種苗生産の知恵を民間に提供しなさいという農業競争力強化支援法が成立され、さらに今年、自家増殖禁止で農家負担が増える見込みなのです。平泉町には関係ないではないかと考えているかもしれませんが、もう少し、ちょっと読ませていただきたいと思うのですが、現在の種苗法では、育成者が農林水産省に登録した登録品種について購入した苗を栽培して得られた種、苗を農家が採取して、翌年の栽培に利用する自家増殖が認められています。農水省は、自家増殖を認めることで民間の参入が阻害されるということで、法改定の目的は、農家に種、苗を買わせることにあると指摘しているのですが、今回の登録品種の中に、金色の風が入っているのです。これは平泉町にとっては、ちょっとこれは何とかしていかなくちゃいけないのではないと思う部分なのですが、それについての町の考えはいかがですか。

議長（高橋拓生君）

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

金色の風につきましては、県のほうで管理されております。ですので、米の種、苗がどこかに流出するということはまず考えられておりません。そして、その取扱いにつきましても、今までと同様に取り扱っていくということで、一応、県のほうからは今現在の時点ではありますが、伺ってはおります。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに、ただ平泉町としては、これから金色の風を増やしていきたいと考えているわけで、この部分についても県や国に少しでもつついていきたいというか、この部分を外せというようなこともやっていくべきだし、この法律自体もいろいろな部分で考えていかなくちゃいけない法律であるということをお願いしたいと思います。ぜひその部分をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思いますけれども、まず住宅政策なのですけれども、まず第一にちょっと質問したいなと思ったことは、町内に親とかが暮らしていると町営住宅を利用でき

ないということなのですが、この部分はなぜ利用できないことにしたのでしょうか。まず、それをお聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

町内で、ご両親、親、どちらかと、ご両親と住んでいる方が入居できないということはございません。

入居条件の中には、住宅に困窮しているということで、結局、家族が増えて部屋数が足りないとか、そういうことも十分入居できる条件となっておりますので、親子だから入居できないということはありません。ただ、所得の制限がございまして、所得の低い方、一定額は決まっておりますけれども、その基準に合った方であれば入居できるということでございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

私の考え方がちょっと間違っておりました、すみません。できないのかなと思っておりましたので。

それから、もう一点ちょっと聞きたいなと思ったのですが、若者への支援として町が行っているということというのは、家賃補助とかもありましたかどうか分かりませんが、どういう内容がありますか、お聞きします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

若者を対象に活用できる家賃補助制度というものはございません。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ほかの市町村では、結構、家賃補助等もやっておるようなのですが、平泉町ではやっていないということなのですね。

今回、1 番の若者の単身者支援住宅なのですが、なぜ若者にこだわっているかという部分と、ここで外したいのが、先ほどはオーケーだと言っていたのですが、町内にいる若い方々が同じような場所で暮らすというのは、とても町民にとっても元気になることですし、若者自身が集まると、またそこはそこで元気になっていくのかなと思ってはおるのですが、そういう部分で特に支援の住宅というのが必要性が出るかなと思うのです。

多分、町内にも何人かいるのかなと思うのですが、我が家もその一人ですけれども、息子や娘が町内ではなく町外に出て、近くのアパート等に暮らしているというのは多分相当の数があるのかなと思うのですが、そういう部分でも平泉町に暮らしていただいて、なるべく平泉町のいい部

分を知ってもらおうというのは必要なことだと思うのですが、そういう部分への若者単身者支援住宅というのは、どう考えていらっしゃいますか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

現在の町営住宅につきましては、先ほど町長が答弁申し上げたとおり、基本的に親族の同居が原則となっているところをございまして、単身で入れる方はおるのですけれども、その方は60歳以上の方とか、いろんな障害のある方とか、いろんな条件をお持ちで、1人で生活できる方ということに限定させていただいておるところでございます。

そもそも公営住宅法において、その機能として、そういう方々の入居をするということで設置されておるものがございますので、それ以外、若者単身という、なかなか今の規則というか条例の中では入居できないような状況になっているところがございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

住宅戸数の点でも、ある程度間に合っているという話も町長のほうからお聞きしたのですが、今の町営住宅の空き状況というのはどれぐらいあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

現在の町営住宅は5団地で206戸ほどございます。ただし、耐用年数を経過しておりまして、将来、廃止する予定が66戸ほどありますので、入居を今受けているのが140戸ほどになります。

その中で、ちょっと今データは古いのですけれども、今年6月ですと、27戸ほど空き状況があるという状況でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

耐用年数の部分でも町営住宅自身はかなりたっているということと、町営住宅、今まであった土地が空いている部分というのもともあると思うのです。そういう部分では、町産材を使った木造の町営住宅というものの必要性というのがとても増すと思うのですが、町内でも親が住んで、その隣に自分の家を建てているという子供さんとか、かなり昔と違ってプライバシーの観点というのは、ちょっと今までと違ってきているというのは多分とても大きいのかなと。そして、そういうスタイルが当たり前になってきているということも事実だと思うのです。今までのような長屋方式の町営住宅は、ちょっと不向きになってきているかなという部分は、私自身は感じているのですが、そういう部分においても戸建ての町営住宅、そういう部分で暮らしていただく、できれば少し庭やお花等、例えば垣根を造れるような状態の空き地等を造っていただいて、これは

とても景観にも配慮した造りになると思うので、まして平泉向きかなと思うのですが、その部分においてどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

公営住宅につきましては、長寿命化計画を策定しておりまして、将来的に所得の低い方とか、公営住宅入居に該当する戸数を推計をいろいろしているところでございます。その推計の数字と、そこから必要な戸数が出てくるわけなのですけれども、それと今、町が管理している町営住宅の戸数、あとは一部、民間の借家等でもある程度の家賃で入れるところの推計値とか、いろいろ合わせますと、今現在でも充足しているわけですし、これが10年後でも十分に、先ほど言いましたけれども、廃止戸数を考慮しましても町営住宅206戸が140戸になりまして、それに民間住宅をプラスすると約200戸ぐらいになるのですけれども、それに対して推計値の必要とする戸数というのは、おおよそ110戸ぐらいということで、町営住宅に入居要件を要する方が必要とする戸数を十分満たしているということなので、町としては公営住宅の新たな建設の必要性は今考えておらないというところでございます。

あと、議員おっしゃったように、ちょっとワンランク上の住宅、これは公営住宅法によるものではないのですけれども、そういう住宅、特定公共賃貸住宅というものもあるのですけれども、これも一時期、上野台のほうに計画をしたことがございます。しかし、ある程度所得の中堅層といいますか、所得のちょっとある方を対象とした住宅なのですけれども、そのとき建築予定があったのですけれども、やはり景気が悪化しまして、また、その入居対象になる所得帯の方が少ないということで、実際計画を中止したという経緯もございますので、その辺については慎重に検討していかなければならないと思っております。

今ある空き家につきましては、先ほど町長答弁で申し上げましたとおり、いろんな面から有効的に活動できるよう今後とも検討していきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

町営住宅自体がかなりの年数がたっているという部分がありますので、そういう部分で建て替えというか、そういうのに代えていくという部分が、確かに鉄筋建てで立派な町営住宅もいいのですが、木造で板張りというか、町産材をできるだけ使ったような、県産材を使ったような住宅というのは県内あちこちで造られてきていますので、平泉町でも木のよさをフルに使った住宅というのは、とてもいいことかなと思うのであります。

特に今回、なぜこの若者支援なり、住宅の部分というのを強調したかということ、コロナでかなりの部分が仕事なくて大変な部分、そういう部分をもし町営住宅だったら、ある程度家賃補助的ではないですけれども、減額措置なり何なりできるという部分がとても大きいと思うのです。まして、親が住んでいる町なら親にも何とかというような声もかけられるだろうし、できるだけ

近くに住んで、プライバシーを守りつつお互いにいい環境で暮らしていけるような部分というのは、とても必要な処置かなと思うのです。

空いている土地がかなりありますので、使われていない土地というのがとても多いです、平泉町はそこかこにある土地を利用して、こういう住宅を造っていくというのはとても必要な措置だと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。生活様式が今までと変わってきていますので、考えていただきたいと。

それを申して、次の生活支援ハウスなのですが、今回の生活支援ハウス、一関では、ある程度数がそんなに来ていないのだというようなことも私自身も電話して聞いたのですが、これは市役所のほうで聞いたことなのですが、これは大体1年ぐらいで出て行ってもらうような住宅なのだ、生活支援ハウスという。私も生活支援ハウスという名前にしてよかったのかどうかというのはあるのですが、そういう部分では大体1年から2年で出ていただく、もしくはまだそれ以上長くいる方もおりますと言ってはおりましたが、大体そういう形の住宅であると。避難場所的な場所として造ったものであると。

だから、ここがいっぱいになるというのは、本来は市としてはまずいのだということもおっしゃっていたのです、当たり前のことですけれども。避難する方が多いというのは、とてもいけないことだと思いますし、いいことだと思うのです。

ただ、私が今回、名前を生活支援ハウスにしてよかったのかというのは、今ちょっと考えてはいるのですが、でも確かに、買物が一番というのは確かなのだと思うのです。慶泉荘なり何なり、その下のほうに造っていただいて、買物の部分、この部分は先ほど前議員が申しおりましたが、買物支援の部分にも引っかけります。今回、るんるんバス等、いろいろ足の確保という部分で役場等が考えていますけれども、そこであぶれた方というのが必ず多分出てくると思うのです。その場合の受皿としても、とても活用すべき部分だと思うのです。

私が今回、生活支援ハウスと書きましたが、もっと長期にいられる住宅を私自身は考えていたのですが、そういう部分で、あぶれた方々をどうするのかというのはある程度まとまっているのでしょうか、町としては。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

高齢者の住まいですとか、様々な支援サービスにつきましては、当町におきましても介護保険サービス、それから当町において実施しております高齢者の福祉サービスなどございますけれども、高齢者の方で住まいですとか、あとはご自分の状況、虚弱になってきているとか、そういうことで、例えばどこかに入りたいたいのだというようなことがあれば、まず保健センターとか、あとは包括支援センター等にご相談もいただきながら、一緒になって支援を考えていくことはできるのではないかと思いますし、あとそれから、今、町長の答弁にもありましたけれども、国、県のほうでは地域包括ケアシステムのほうを進めておりますので、そういう中で住み慣れた地域で自分らしく最期まで生活ができるように地域で見守りですとか、ちょっとした助け合いですとか



というところを町としても推進をしていきながら、できるだけ高齢者が住みやすいまちづくりをしていくことが大事なかなというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

町としてというか、全国的にお年寄りの免許返納を勧めているわけですが、勧めた以上は、それなりの対応というのが必要になってくるというのは当たり前のことだと思います。元気な方が、確かにお年寄りが全て元気であればいいのですが、そういうわけにもいかないという部分と、包括ケアの部分ですか、ああいう部分でもそうですし、百歳体操の部分でもそうですし、お年寄りの集まる住宅というのは、逆にそういう部分に利用できるということが、逆の立場で考えると、みんなが集まって近くにいるのだとなれば、元気な人たちによってそういう包括ケアシステム、そういう部分にも逆に活用できるのだということとともに、今回の足の確保ができない全ての方が網羅できるというのは、多分無理だと思うのです。そういう部分において、できるだけ町民の立場に立って、弱い人の立場に立ってという部分を考えてときに、生活支援ハウスとまではいなくても、お年寄りの住宅というのですか、そういう住宅でもいいですし、名前は何でもいいのでありますけれども、お年寄りがみんなが集まって笑って暮らせるような、そういう部分の住宅というのは考えていく必要があるのかなと。これは足の確保とともに、平泉町の隅々まで通わない血の部分、そこを何とか考慮するという部分でも、とても必要なことだと思うのです。

最近、私の知り合いのところがとても生活が荒れ、一軒家なのですが、ぼろぼろになったというか、ごみだらけ、ごみ屋敷状態になったのを見たときに、これでいいのかと、本当にこの住宅でいいのかというような部分があるのですが、何とかしていくという部分でも必要な措置ではないかなと思うのです。

それで、この住宅、もしお年寄りの住宅が完成したら、そこに入れていただいて、今まであった自分の家とかをまた元気なうちに平泉町で使ったりすることがもっと可能になるのではないかと、それを土地や建物が必要な人たちに分けてあげられる、そういう場所になるのではないかと。これは、お年寄りがもうよぼよぼになってから話をするのではなくて、元気なうちにそういう手段を取ってリフォーム等やって、新たな入居者等を迎え入れる住宅を造れるのではないかと。今、空き家等がかなりの数になっているというのは、私だけではなく心配している部分だと思うのです。そういう部分からも必要な措置だと思うのですが、いかに考えますか。

議長（高橋拓生君）

菅原建設水道課長。

建設水道課長（菅原英明君）

空き家の活用方法というふうなことだと思うのですが、空き家につきましては所有権を持った所有者の方がございますので、まずそちらの方がどういうふうな利用を望んでいるかということが必要となってくるかと思っております。空き家の実態につきましては、定期的に数年に1度調

査をして、またデータを取りまとめたところで所有者に連絡を取って、今後の活用方法とか管理方法についてこちらを調査いたしまして、あとはその活用方法については、関係課と連携を取りながら進めていくということになると思います。その中で、そういうご紹介もできるかどうかというのは、役場の中でまた検討していく必要があるかとは思っています。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

もうこれで最後になりますけれども、確かに今回のお年寄りの住宅というのは、結構難しい部分もあるのかもしれませんが、しかし、お年寄りだけが暮らすというのは、逆に友達が増えるような形になると思いますし、空いた土地を利用したり、そういう部分で農業を続けていける方がいれば、またさらにそういう部分でもいいのかなと。

お年寄りが元気なうちに、家を何とかしていきたいという部分での話だったのですが、何とか交渉ができるうちに誰もなくなった住宅ではなくて、いるうちに、土地が荒れる前にお年寄りだけが集まって暮らせるという部分はとても有効な手段だと思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

これは若者が集まって暮らせば、もしかしたら、その中から一緒になる方等も現れるのではないかと思いますし、引き籠もっている方はアパートにいと、今までの生活と違う自立した考え方もできるでしょうし、そういう部分でも若者の住宅なり、お年寄りの住宅なりというのが必要な措置だと、ぜひご検討いただきたいということを申し上げて、これで終わりにしたいと思えます。ありがとうございました。

議長（高橋拓生君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。13時より再開いたします。

---

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

先ほど阿部圭二議員からの質問に対し農林振興課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

岩淵農林振興課長。

農林振興課長（岩淵省一君）

先ほど阿部圭二議員のご質問の中で、令和2年産の価格が下がり、主食用米作付農家の収入が減少したため、令和2年産食用米を作付された農家に補助する支援事業の中で、最大補助を受け

られる方は「100ヘクタールを超える方」とお話ししましたが、「100万円を超える」の誤りでした。訂正し、おわびさせていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

議長（高橋拓生君）

通告6番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

通告6番、日本共産党の三枚山光裕です。

私の質問は3つの項目についてです。

第1点は、新型コロナウイルス感染症への対策について。

第2点は、農業の振興について。

第3点は、文化財調査員等の経験の継承についてです。

第1点目の新型コロナウイルス感染症対策に関わって、1つは、感染防止対策の強化について伺います。これまでの新型コロナウイルスの感染症防止対策の評価と教訓をどのように認識しているのか。全国的な感染拡大の中での今後の感染防止策についての考えを伺います。

2つに、農家（農業）の持続化給付金の申請の支援についてです。持続化給付金は広く農家も申請できると農林水産大臣が、当時の大臣ですけれども国会答弁しています。しかし、多くの農家（農業）に知られていません。農家（農業）と通告したのは、専業農家だけでなく兼業農家も、農業をしている人が広く受けられることから農業と記述したものであります。持続化給付の対象となるのか、申請の方法など、相談の窓口がないとの声もあります。町として相談、申請を支援する窓口を設置すべきと考えますが伺います。

3つ目に、商工業者への支援についてです。感染拡大の中で観光の閑散期を迎えます。とりわけ飲食業にとっては忘年会、新年会の書き入れどきを迎えるわけですが、コロナ禍では困難な状況が予想されます。町として商工業者へのさらなる支援策が必要と考えます。方針を伺います。

第2点目の農業振興についてです。道の駅平泉の開業から来年は5年目を迎えます。町はこの間、浄土の郷平泉とも連携、協議してきました。しかし、農業の振興という点において率直に課題があると思われれます。特に、産直の農産物確保について来年の春に向けた取組が必要と考えます。この間の取組を、教訓を踏まえ、今後、具体的に何をすべきと考えるのか伺います。

第3点目、文化財調査員等の経験の継承についてです。世界遺産となった平泉にとって、平泉文化遺産センターの功績は多大であり、また、その役割は一層大きくなっていると思います。そうした中で、これまで培ってきた文化財調査員や作業に携わる多くの人々の経験や知識、技能、技術の継承は重要な課題だと考えます。とりわけ調査員の経験の継承が必要と考えますが、考えを伺います。

以上、答弁を願います。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

1 番の新型コロナウイルス感染症の対策についてのご質問の感染防止対策の強化について。これまでの新型コロナウイルス感染防止対策の評価と教訓をどう認識しているのか。全国的な感染拡大の中での今後の感染防止策についての考えを伺うにお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症については、対策本部を設置し、国及び県から情報等を得ながら緊急経済対策、感染症市町村総合事業費補助金を活用し、役場や学校など公共施設の安全確保のためのマスク、消毒液等、感染症対策用品の購入、町民への特別定額給付金をはじめ、子育て世帯への臨時特別給付金の交付のほか、中小企業、宿泊、飲食業の支援や農業者、観光事業者の支援など、幅広い支援策を講じてきたところであります。

感染防止対策の評価は、様々な角度から検討しなければなりません。町民各位のご努力が基本となり、その上で行政による各種感染症防止対策は大きな役割を果たしてきたと考えております。

教訓としては、時宜にかなった感染症防止対策の徹底が大事であり、11月に入り、国内をはじめ県内でも新型コロナウイルスの新規感染者数及び重症者数が急激に増加する事態となりましたが、町民への注意喚起のチラシを全戸配布したほか、防災無線による呼びかけ等を行ってまいりました。今後につきましても、町民の皆様への感染防止対策の情報提供はもちろんのこと、引き続き国及び県の補助事業を活用し、併せて町の単独事業も実施する中で、さらなる感染防止策を講じてまいります。

次に、農家の持続化給付金の申請への支援について。持続化給付金は、広く農家も申請できると農林水産大臣が国会答弁している。しかし、多くの農家に知られていない。また、相談の窓口がないとの声もある。町として、相談申請を支援する窓口の設置をするべきだが考えを伺うのご質問にお答えをいたします。

相談申請を支援する相談窓口については、町として設置しておりませんが、農家の方から問合せがあった場合には相談に応じております。いわて平泉農業協同組合においても、営農の維持安定を目的に申請支援に取り組んでおり、給付金申請に係る相談、助言、情報提供などの支援を行っており、今後もいわて平泉農業協同組合と連携し、協力しながら農家への対応に努めてまいります。

次に、商工業者への支援についてのご質問の、感染拡大の中で観光の閑散期を迎える、とりわけ飲食業者にとっては忘年会、新年会の書き入れどきを迎えるが、コロナ禍で困難な状況が予想される。町として、商工業者へのさらなる支援策が必要だが、方針を伺うのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない現在、商工業者への影響は今後も続くものと考えております。家賃補助などに関しまして、継続する方向で県とも協議中でありまして、状況によっては新たな支援策等につきましても検討してまいります。

次に、農業の振興についてのご質問の、道の駅平泉の開業から来年は5年目を迎える。これまで4年半、町は浄土の郷平泉とも連携、協議してきた。しかし、農業の振興という点において率

直に課題があると思われる。特に、産直の農産物確保について来春に向けた取組が必要と考える。この間の取組、教訓を踏まえ、今後具体的に何をすべきと考えるのか伺うにお答えをいたします。

道の駅平泉を活用した農業振興を図るため、道の駅出荷部会役員会に出席し、情報収集に努めてきたところであります。浄土の郷平泉においては5年目を迎えたことから、中期的な農産物の出荷状況の把握、状況の分析、課題を整理しているところでありますが、町内産の出荷が乏しく、産直の商品棚が閑散とする時期があるなど、課題が上げられております。

また、売行きのよい農産物の傾向が明らかになってきたところであり、町ではそれらの農産物について生産者の作付を促し、出荷につながるよう、補助制度について、次年度に向けて浄土の郷平泉と協議しながら作業を進めているところであります。

また、浄土の郷平泉では、作付を促したい農産物の栽培技術研修会の開催を考えているところでありますし、今後も浄土の郷平泉と連携し、協力しながら農業振興が図られるよう努めてまいります。

3番目の質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、私からは3番目の文化財調査員等の経験の継承についてのご質問の、世界遺産となった平泉の平泉文化遺産センターの功績は多大である。また、その役割は一層大きくなっている。そうした中で、これまで培ってきた文化財調査員や作業に携わる多くの人々の経験や技能、技術の継承は重要な課題である。とりわけ調査員の経験の継承が必要と考えるが伺うのご質問にお答えいたします。

初めに、今年度の平泉文化遺産センターの体制について申し上げます。職員は所長及び補佐、事務系職員が2名、文化財調査員が3名の計7名、会計年度任用職員が71名、非常勤特別職の参与が1名となっており、また会計年度任用職員については、センター業務では受付及び事務補助員、調査業務では調査補助員、発掘作業員、室内作業員と、勤務内容や雇用形態の違いにより、5つに分けて業務を行っております。それぞれの経験や技術を持った方が多く、逆に言えば経験がなければできない業務とも言えます。ご承知のとおり、当町の文化財行政においては埋蔵文化財の調査に係る割合が大きく、文化財調査員はほぼ埋蔵文化財の専門職員となっている状況です。

教育委員会としましては、発掘調査成果を専門的な視点から検討し、その価値を分かりやすく発信することによって町民に親しまれ、平泉町の魅力を高め、地域の活性化につなげていこうとする、そうした人材を育成することが不可欠だろうと考えます。また、調査員については、考古学や平泉の遺跡群に関する知識、発掘調査技術の蓄積、継承、労務管理のほか、一般職員と同様の業務も行うことが求められております。

ご質問の調査員の経験の継承については、職員同士がお互いの業務を確認し、専門知識を学び

深めながら、継続的な資質能力の向上と経験の継承を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

それでは、まず感染防止対策についてであります。いずれにせよ、この間の感染防止対策、あるいはその経験結果、そういった教訓を今後に生かすということが大事だというふうに思います。そういう立場からの質問となります。

いずれ11月、町内では濃厚接触者があったが、幸いにもまだ感染者が出ていない、この事実を正しく捉えることが大切なのだろうと思います。今、全国、県内でも広がって、管内でいいますと、今、例えば千厩病院は一関でも感染者があったということで、今、入院は受入れはしていません。そういう状況で、やはりこの広がりというのは、空気の乾燥もあるでしょう。今後どういふふうになっていくかと、深刻になっていくということも予想されるところであります。

いずれそういった中でですけれども、なかなか、この間の町内の経験も受けて、私自身も議員は大丈夫かとか、直接あるいは間接にも言われましたし、いろいろなうわさといいますか、事実と違ったことも耳にするようなこともありました。そういった点で、やはり今後、科学的な立場というのが非常に大事だと思うわけです。もちろん、誰もが経験したことのない、あるいは見えないものに対しての不安、恐怖心といいますか、そういったことが何か知らないものにおびえて、いろいろああだろう、こうだろうという推測とかで物を言うということがあったのだろうと思います。

それで、やっぱり科学と何度か言っていますけれども、結局、今回の件を濃厚接触で大変だったということだとどまっていなくて、正しく捉えて後ろ向きでない、前向きにやっぱり手だてを打っていく必要があると思うわけです。

それで、幾つか聞きたいと思うのですけれども、まずは新型コロナウイルスというのは感染してから発症までの平均何日なのかということと、それからもう一つは、濃厚接触者というのは定義、当初から変わったようでありますけれども、感染者が発症するまで2日前というところが接触者との関係で濃厚接触者になるというふうに、これ私は思ったのですが、大体そんな理解でよろしいのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

感染可能期間ということでございますが、この新型コロナウイルス感染症の潜伏期間は1から14日間だと言われております。それで、ウイルスが入ってきて、大体5日程度で発症するということがと言われております。ただ、今回のこの新型コロナウイルス感染症については発症前から感染性があり、発症から間もない時期の感染性が高いことがと言われておりまして、ご存じのとおり感染可能期間は発症2日目から、大体発症後7日から10日間程度で考えられているということで

ございます。

それから、濃厚接触者のことについてなのですが、濃厚接触者の定義といたしましては、感染患者さんの感染可能期間、発症する2日前に接触した者のうち患者さん、確定例と同居、あるいは長時間の接触、車内ですとか、飛行機の中ですとかというところも含むようなのですが、そういうところでの接触があった方、そして適切な感染防具なしに患者さんを診察、看護もしくは介護していた方、患者さんの気道分泌液、もしくは体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人と言われております。そのほか手で触れることのできる距離、大体目安として約1メートルくらいに必要な感染予防策なしで、その患者さんと15分以上の接触があった方ということになりますが、周辺の環境とか接触の状況など、個々の状況に応じて総合的に判断をするということで定義されているところです。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

大体、WHOでは発症するまで平均5、6日、さっきのセンター長の答弁のとおりだと思います。

ということはなのですが、町内のことでいいますと、東京からの参加者の感染が確認されたのは17日ですね。会議が開かれたのは、その2日、3日前、14日と15日ということになります。とすると、既にそのときに、町内で会議を開いていたときに、その東京から来た方は感染していた可能性が大きいということになるのだと思うのですよ。そういうことで、濃厚接触者、さっき丁寧な説明いただきましたけれども、そういう心配があったわけでありまして。であれば、既に会議のとき、東京から来た方は感染していたと。ただ、先ほど冒頭というか、言いましたように感染確認されなかったと。正確には、「確認されなかった」なのでしょう。感染しなかったというのではないのかもしれませんが。

であれば、やはりこの間の感染症防止の対策、マスクをしたとか、3密を避ける対策、あるいはそのとき、詳しくは私も分かりませんが換気をどうしたとか、つまりそういった対策が功を奏したというふうには一面では言えるのだと思うのですよ。正しく、そう言い切れるかどうかというのはまた分かりませんが、とすると、やっぱりそうした日常の、町内でもいろんな、当然、県外から来る方もいろんな会議ではいらっしゃるのだと思うのですが、そういうときにしっかりと対策を取ってれば、それなりにやっぱり防止はできるのだということが、ある意味証明されたのだらうかと私は思うわけなのですが、その点について町はどういうふうにか考えるか伺います。

議長（高橋拓生君）

菅原総務課長。

総務課長（菅原幹成君）

この新型コロナウイルス感染症に関しましては、この間、対策本部を設置して、毎週のように会議を開きながら、県、国の情報等を得ながら対策を講じてきております。

そうした中で、特に感染拡大地域、関東方面、東京も含めてですけれども、関東地域のほうから来る訪問者の方についての情報共有ということで、インフォメーションのほうに、いつ、どこに来るといふような情報も載せておりますし、当然、来る方に対しては検温、それから体調管理を事前に確認して来ていただいているというふうなところでありますし、あとは冬場に入っただけの換気対策、それらについても感染対策の中の一環で強化しているというふうなところでありますし、消毒、手洗い、あとは施設の消毒についてもやってきておりますので、そういった意味では、今回の件については飲食店も含めてですけれども、きちんと感染症対策を取っていたというふうなことで、こういった結果になっているのかなというふうにご考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いずれ、やはり最初の答弁でいろいろ今後の対策など、この間も周知してきたというふうにありました。それで、やっぱり何かうわさとか、分からないところだけでいくという、本当に濃厚接触者となってしまった方もお気の毒だと思うのです。それで、今後もし感染者が出た場合にも、やっぱりちゃんと私たちもしっかりとした考えの下でこそ、ちゃんとした対応ができると思うのですよ。それで、濃厚接触者に接触した方はどうなのだろうなといったら、やっぱりこれはあるテレビの番組でしたけれども、特段、特別な策を講じなくてもいいというようなことも言っていましたし、むしろ敏感に反応し過ぎることではなくて、冷静に対応する必要があるということも述べていました。

重ねてなのですけれども、といいますと、この間、防災無線、あるいはチラシも入ってきましたけれども、そういった立場でしっかりと、さらに町民の中に徹底していくというか、情報を提供していくということが、今後何かあった場合でもしっかりと対応できるのではないかなと思います。恐怖心とも言いましたが、私もそうなのですが、やはり一度や二度ではああそうなのかと。本当に髪の毛とか皮膚に、例えば何か接触した場合に、それでは感染しないのだということも含めて、何かどうも疑心暗鬼にいつもなったりするわけですからけれども、やはり最後は、そういった正しい知識の下で理解しながら、何かあったときもいい対応ができるのだと思うのです。

繰り返しののですけれども、そういう点で今後もさらに広報なり、それから防災無線なりで、そういった立場からの徹底もしていく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただ今の質問ですけれども、いずれ私どもは、私の場合は、やはりそういった立場にあるものだというふうに思っております。しかし、それが民間の方の場合とか、そういった場合は、今議員がおっしゃるように全てをあからさまにしてということについては、やっぱりケース・バイ・ケースがあると思います、状況等もあると思います。そういった意味では、今の質問に対してはそのとおりさせていただくということにはならないというふうには私は思っております。そういっ



た部分は、ケース・バイ・ケースという言葉が合っているかどうか別としても、やっぱり情報は行政としてはしっかり持って、どう対応していくかということは、今後さらに慎重にやる必要があるというふうに現時点ではそう思っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私の質問の仕方が悪かったのですが、別に全部明らかにしろとか、そういうことではなくて、正しい知識を、濃厚接触とか、あるいは感染とか、そういったものを科学の目でちゃんと徹底することが大事だということを言いたかったのでありますので。いずれ引き続き、やっぱりそういった、町民に分かりやすく伝えていただきたいということであります。

次の質問に移ります。

それで、農業持続化給付金の問題です。それで、窓口はないけれども相談は受けていると。それから、農協とも連携という話もありました。農協は川崎町にある、一関市ですね。営農振興センターが窓口と言っていました。この間、私も組合長に申し入れてきたところですが、同様のことで。

それで、事前に総務課のほうに、農協のです、申し入れて、こういう内容だという話をすると、米農家はもらえませんからねと言われてました。つまり米農家はもらえないのだという事実誤認が農協の中でもあったわけですよ。もちろん、そのことは組合長にもお話をしてきましたけれども、やっぱりそこがそもそも本来であれば生産者団体、農家の立場で頑張る農協がこのことにちゅうちょしているというところの要因なのだろうなと思ったわけです。

そこで今日、議長に了承をいただきまして資料をお配りいたしました。

1つは、これ農林水産省のホームページに載っている、5月の段階から載っていました。やはり、これをちゃんと分からないと駄目なのだろうなと思って、新型コロナウイルス感染症拡大によりというふうに冒頭あって、受けられる人というのを。これは、実は「大きな影響を受ける事業者に対して」という言葉になっているのですよ。行間というか文字間を読まなくちゃいけないなと私思ったのですが、だから受けた人というふうには断定していません。それから、事業継続を downstream 支えするというのも言っていました。今後とも持続化、農業やるのだよというのが前提になっているわけです。そういうことだということで、真ん中より上のほうには昨年赤字、というか申告している人は対象となると。そして、赤字でもいいのだよというのがあります。これは別に私が勝手に言っているわけではなくて、農林水産省の資料ではそうなっていると。

一方で、もう一つの資料は、これは10月17日に岩手日報に載った記事で、これは岩手日報の取材ではなくて、多分、配信記事、通信社か何かのだと思うのですが、「農閑期を減収と申請」ということで、何かこれが悪いかのような報道になっていて、これでまた農家は自重というのか、ああそうかということもあったようであります。しかし、このA3の、これは農民運動全国連合会というところの新聞で、このことで担当の中小企業庁に申し入れ、この新聞報道は誤りですと

いうことも言ったということが書いてあります。そういう資料です。

そして同時に、この日報の裏には、5月12日の当時の江藤農水大臣が農林水産委員会で答弁した文言が載っています。これ別に共産党ではなくて、自民党とか、国民民主党とか、立憲民主党とかの議員の質問に答えていて、ほぼほぼ農家が受け取れるのだという問題とか、農繁期、農閑期という話も出ていますということで、この制度をつくった国自身が農家はほとんどもらえるのですよと言っているということが、やはり役場の中でも、農協もそうなのですけれども、きちんとつかんでいたことが大事だなと思うわけであります。

そこででありますけれども、先ほど農協とも連携してとありましたが、具体的にはどういうふうに今後、窓口、ちょっと今はないということでしたが、どういうふうな相談をしていくのかということ伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

いわて平泉農協協同組合では、さらに各地域の営農経済センターと連携した対応を徹底するというので、先ほど議員のほうからもお話があったところではありますが、そうした中で特にも平泉営農経済センターと連携、協力していく必要があると感じているところであります。

また、申請相談を含めていろんな相談があるかと思いますが、いずれ個人で判断すべき部分も多いと考えられます。そういうことから、中小企業庁のコールセンターへの連絡のお知らせ、また、問合せがあった場合、今度、一関市の日報ビルに申請サポート会場が設置されます。12月24日から1月15日、申請期限日までにはなりますが、そちらのほうにご案内させていただくというふうな形で、農協とは今後これからも相談、協議してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

サポートセンター、一度日報ビルにあって閉じた、先月だったと思うのですが、今また設置ということなのですが、なかなかやはり農家ということに対しては、今回とりわけ農家ということを行っているわけですが、農家への理解、さっき農閑期の問題もあって、百姓というか農民、ここにいる人たちはみんな、そんなものは当たり前だと。農家というのは種をまいて、田植して行って、その後草取りから何からあって、ようやく秋に収穫して、米だったら収入が入るといふ仕組みなので、年中仕事をしているわけで、ただ、こういった特別な産業といえますか、その特殊性ですから、そういったことを知らないから、こういったことが起きたのだと思うのです。

それで、なかなかやっぱり町役場に行っても駄目、農協へ行っても駄目ということを私も相談を受けていましたものですから、サポートセンター任せではなくて、もう少し積極的に対応することが必要なのではないかと思います。その点ではいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

今まで役場のほうにも数件の相談がございました。相談内容は、農閑期を減収として申請してもよいのか、農閑期を減収として受給したが返還したほうがよいだろうかというような相談でございました。

その内容というのは、私どもが判断すべき問題でないと考えております。あくまで個人が判断した上で申請、または返還すべき問題だと考えておりますので、役場としてもなかなか答えにくい部分が多いというのが、この給付金制度かと考えているところでもあります。ですので、今までと同じような形にはなりますが、対応してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

今、返還の話もありましたので、この間、私も新聞報道、あるいはインターネットなどいろいろ見るのですけれども、その農家の不正というのは実際あったのでしょうか。承知であれば、ちょっと伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

持続化給付金の制度につきましては、国の制度であり、中小企業庁が管轄しております。不正があったかどうかというのは、町としては判断すべきものではないと考えておりますので、ちょっと答えにくいような質問かと考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

なかなか私も聞き方悪いなど今、自分で思っているのですが、いわゆるこの間の新聞報道などで不正と言われたのは、暴力団とか、それから詐欺、それから税務署職員、それから国税庁、印刷局だったかな。そういったことなのですよ、報道を見ると。農家が何か不正をしたというのはなくて、何か農閑期で申請してもらったけれどもどうなのだべというのが、実は報道の中身なのです。だから、私が知る限りでは、農家が不正したというのはないのだろうと思うのです。

ご承知だと思うのですけれども、必要なのは確定申告か町県民税の申告書、その確定申告だと左側、町県民税だと右側の２段目に農業とあって、その収入がどうかということなのですよ。それと、今年の売上げ、そして免許証と振り込んでもらう通帳があればいいと、こういうだけなのです。そこで見ただけなのです。だから、不正の起こりようがないというか、不正しようがないという、税務署職員が何か偽の確定申告書をつくったとかというぐらいで。だからそういう点、農家の不正というのは私は聞いたことないと思います。

そういう点で、実はさっきサポートという話ありました。私は、いっぱい相談に来るので、い

ろいろ、申請者はご本人です。ただ、パソコンも使えない、パソコンでの申請ですから、という方もいっぱいいらっしゃる、それで大体、西磐井農民組合というところで一生懸命、今度の日曜日も相談会やるようですけれども、見てみると、やっぱりせいぜい資料、データがそろっていて、1日に、1台のパソコンで25人か30人なのです。2台で50人か60人。町内に1,000人近い農家が、1,000戸ぐらいの農家があるのですけれども、どのぐらいの方がこれまで申請したか分かりませんが、来月の1月15日の24時までです。そうすると、なかなか年末年始も入って、これは実際大変なのだと思うのですね。

そういうことなので、やはりサポートセンター任せではなくて、もう少し農協と、役場に窓口を置くかどうかというのはあると思うのですが、ここは農協の支店もあります。そういった点で、幅広く相談ができ、入力準備がまたこれ大事なのです。整っていて10分か15分で入力終わりますけれども、そこら辺のところはやっぱり不得手な農家もあるわけですから、そういうサポートが必要だというふうに思って、農協ともう少し詰めたというか、話し合いが必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただ今のご質問ですけれども、いずれデータは農協が保管しているわけです。例えば、米の販売であったり、作付面積だったり、そして様々な肥料購入だったり、また農協に全部出していない方もあったり、そういったことを全て農協と、そういう事業者としっかりしたそういうものを持ち合わせて、そして農協とやられたほうが、例えば平泉でそうした窓口をやった場合に、役場に行ったけれども、やっぱりその辺の伝票がなくてどうのこうのと、それを持ってきてください、また行かなきゃいけなくなるとか、実務的な議員からの質問ありましたけれども、そういったことを加味されますと、本当に農家の人が、私は今回のコロナに関して、先ほど2,000戸農家があると言いましたが、そんなにはありませんけれども、しかし個々が果たして今回のこの給付金に全てがなるかということで、やっぱり自分でそれをしっかりご相談をしていただかないと、例えば役場でやれる部分はある程度限界があるというふうに思います。どうぞ議員もその辺はご理解をいただきながら、ご質問をいただきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

持続化給付金、収入、課税対象です。だから、町税とか国保なんかに反映されるわけなのです。それで農家もいいわけですけれども、やっぱり農協の口座を持っている方も多いので、みんないいのですよ。

それで、さっきいろいろデータ云々の話、町長からもありましたが、もちろん何が何でも役場がやるべきだというふうに私は思っているわけではなくて、農協でやっぱりそういう点ではちょっと話をしながら、近場の、例えば平泉支店なんかで相談会やってもらえれば、町内の方は大分

楽になると思うのですよ。そういう点で、やはり書類というのは、さっき言った確定申告、去年のやつ、それがあればいいのですよ、簡単に言えば。あと、通帳と免許証ですから、本人確認の。何も資料は要らないわけです。

そういったことで、これは町にとってもいいし、当然農家の方にとってもいいということなので、ぜひ農協さんとも詰めた話をしていただいて、何ぼでもやりやすいようにしていただきたいということです。

昨日も、ちょっとお金が入ったという人から話があって、やっぱり実際に給付されて、あれ、このお金使っていいのだべが、本当に使っていいのだべがという話も出ました。私もはっと、本当にそういうふうに思うのだなと、農家の方は。土地を持たない時代から苦勞して、戦後の農地改革でも、なかなか今もTPPや何だか苦勞して先祖代々の土地を守ってきて、せっかく入った給付金も使っていいのだべがと、本当に謙虚なのですよ。

だから、やっぱりそういう点では、なかなかお上には文句言わないできたのだな、農民はと思ったわけですが、やはりこの給付金を多くの農家が受給して、そして今、総務課長、農林振興課にいたときに懇談会やれば、今ある機械が壊れたら、俺、辞めるぞという話、何回もありましたよね。今回の給付金で予冷庫というのですか、米を保管するやつ。草刈り機を買った、精米機が壊れたから買ったと、まさに持続化になっているわけですよ。この給付金の目的にかなった使い方というか、実際になっているということを考えれば、もう少し町も積極的にやってほしいと思うのですが、この点最後いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

相談窓口については農協と相談、連携していきたいと思いますが、今役場でできることは周知かなと考えているところでおります。

周知の方法は、広報、ホームページ等、いろいろ考えられるわけではありますが、申請期限が近づいている中で、いかに効果的な周知ができるかということを考えますと、主食用米作付農家支援事業の申請書と一緒に同封すれば、今月中に農家に届くことになります。そういう形も含めて、今後も検討してまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私、今そこまでやって、それで周知の点でちゃんと言っていなかったなと思ったのですが、それが本当にいい考えなのだなと思いますので、取りあえず、やっぱりまず知らないということなのですよ、農家の方が。そういう点では、では周知の点では、これ補正予算が決まってということで前段ありましたけれども、そういうことではそういった方策も講じ、とにかく町としては多くの方に知ってもらおうという点で力を尽くしていただきたいということでもあります。

さて、商工会のコロナ関係の支援についてでありますけれども、家賃とか、今後新たな必要な

対策は取っていききたいというような答弁だったと思います。

それで今、9月以降、9月の私の質問だったのですね。まだその段階ではないと、評価とか。そんなやり取りがあったように記憶していますが、それで今、実際年末を迎えて、この間の町の支援策というのは改めてどういうふうに、まあまあうまくいったのかとか、その辺をお伺いいたします。

あわせて、年末を迎えると、もう12月ですから年末ということなのですがけれども、今の商工業者の現状というのはどうなっているのか、2つ、そのことを伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

町の支援策、経済対策等につきましては、議員もおっしゃっているとおり、今現在で総括する段階ではないとは思っております。

ただ、経済対策等につきましては、平泉町は非常にやはりコンパクトな町ですので、かなりの商工業者とじかに話す機会というものはございます。それで今現在、一例を出せばですが、利子補給等々、これは一関では数年間ですけれども、平泉の場合は7年間丸々というふうな形にしていますし、それらの事業者についても全て大体把握できていると。

確かに、議員おっしゃるとおり、かなりの借入額、総額で今までにない額になっております。ただ、それらの利子補給と、あといろいろなものに対する補給金とかやっておるので、経済対策としてはそれなりの成果を得ているのかなとは思っております。

ただ、この間、商工会からも新年度予算に対する要望をいただきまして、その中でまた、今回の新たなるアンケートを取った集計結果も来ております。ただ、それは今現在の第3波とも言われる、その広がる以前のものでしたので、今また喫緊の課題としては、議員のご質問の中にもありましたように、忘新年会がかなりキャンセル増えてきているというようなことで、また新たなる経済対策の必要性というものが生まれつつあるのではないかというふうには考えております。ただ、それに対応するためには、皆様とご協議しながら、また新たなる予算議決いただくことも必要となりますので、その辺も含めて、この年末年始見ながら対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

商工会関係者から聞けば、やっぱり今言った対策も功を奏してというか、ぐっと上がってきたのですね。ところが、やっぱり11月、この広がりの中で、ぐっとまた下がってきたということは言っていました。報道でも、大船渡では16%の、商工会議所ですね、今後廃業のおそれというか、そういう報道もありました。だから、商工会では、去年と今年の相談件数が、去年は4月から11月まで750件の相談件数だったのが、今年は1,600件ということで倍以上になっているということだそうです。やっぱり、それだけ商工業者の方は大変なのだなと。いろいろ不安もあって、もち

ろんそれで相談をするということだと思っております。もちろん、これはどんどん積上げの数ではありませんけれども。

それで、たべ・のりは、例えば小売店が関係なかったとか、いろいろ建設業はいいのではないかという話もあります。ただ、建設も今年は春先に受注して、そして部材がなくて延びて、今やっているということで、今は仕事はあるのですが、来春はやっぱり大変だという話も聞いています。ですから、やっぱりそこは適宜必要な支援を、第3次はちょっとどうなるのかは分かりませんが、国は、第3次補正は。そういうときは、やっぱり以前も財政調整基金と言ったのですが、その辺も考えながら積極的な対策で、飲食業者と言いましたけれども、それにとどまらず、やはり大変なところはどこでも同じだと思うのです。必要な手だてを講じる必要があるというふうに思います。

それで、もう一つ聞きたいのは、この間テークアウトですか、こういう点ではいろいろやってこられました、これは今どういうふうな状況になっているかというのが分かれば伺いたいのですが。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

飲食のテークアウトについてですけれども、やはりコロナ対策自体が浸透してきているのだろうというふうに思っております。

テークアウトに関しては、今まで新たに行った事業者さんたちが結構おまして、今現在も継続はしておりますが、やはりテークアウトに対する要望、実際に行う方はかなり減っているということで、むしろ飲食業に関しましては、じかにいらっしゃる方が増えているという声は聞いております。ただ、12月に入って、11月中に関しましては、昨年度を上回る観光客がいらっしゃっています。ただ、これが12月から、このとおり第3波の影響を受け始めていますので、その実態というものが明らかになってくるというのは、やはり年末年始を越したあたりからかなというふうには思っております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いずれ商工会関係者も、今年議会とも懇談会をしまして、そのときも新しい取組、挑戦への支援というふうなこと言われました。当然、このコロナの状況というのは今後も続くと、そういう中で例えば町で、それは財政もありますから、どんどん幾らでもというふうにはいかないだろうという話もされており、そのとおりだと思うのですよ。

となると、やはりコロナ禍の中での、これは県の補助金なのですが、業態転換への支援とかあるのですが、やっぱりそういったところ、そのテークアウトも含めて、もう少し、この間のやつをどう評価するかということはあるのですが、対応も必要なのだろうし、商工会では小規模企業条例の効果的な活用という申し入れもしているようですから、そういうことに

も、コロナで支援は必要だけれども、この新しいコロナ禍でどう商売をやっていくかというところも見据えた支援をするべきだと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

八重樫観光商工課長。

観光商工課長（八重樫忠郎君）

このコロナ対策につきましては、もう議員ご承知のとおりですけれども、国、県、町と様々な支援をしてきておりますけれども、それらがダブらないような形で、それをさらに効果的に、議員おっしゃるとおり手の届かないような細かなところまで広げられるような施策というものを、この第3波が来て、かなりの影響が出るものとやはり考えておりますので、そういう施策を今後も展開してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

なかなか本当に大変なのだろうなと思います。これから初詣でに向けていろんな、この間も議論あって、こういう対策とは言われていましたけれども、苦勞のしがいがあるかどうかは、これまでもいろいろ模索もしながらやってきたと思いますけれども、引き続きそういった努力を求めたいなと思います。

農業振興についてです。いろいろ売れるところ、売れないところとか、いろいろ見てきたということでしたけれども、やっぱり私、4年半と何か書いているけれども、よく考えてみると3年半、そのぐらい、でもたったから、私も何年たったのだろうという曖昧なところだったので、やはり農産物は少ないですね。今、幾らかはスペース、ベニヤ1枚ぐらいの90掛ける60なのかな、あれは。そのぐらいのやつは何ぼか増えているのですけれども、やっぱりその辺が大事だと思うのですが。研修会もするということでしたが、生産団体である農協との連携という点では、その辺どういうふうに、やっぱり必要なのではないかなと。いろいろ何か新しいものを作付するなり、栽培技術を身につけるといことになってくると、その辺はどういうふうに考えるのか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

指定管理者であります浄土の郷平泉で栽培の研修会を計画しているところでございますが、そこはあくまで指定管理者が考えるべき箇所ではあります。ただ、やはり指導する機関とすれば農協、改良普及センター等が考えられますので、そういうところと連携しながら進めていくことになろうかとは思っています。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）



出荷組合というのですか、これは随分前からそのことは、いろいろそういう努力をしていたというのは何度か伺った、いろんな場であったのですけれども、実際それはうまくいっているのですか。その辺はどうなのでしょう。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

出荷組合につきましては、毎月、役員会を開催しているところであります。また、年に1度の総会ということでもありますし、出荷者数につきましても町内では増加傾向にありますし、実際に出荷している人、登録者につきましては増加していますし、実出荷者数というのも増えてきているところであります。

そういうことも考えますと、産直の部分についてはまだまだ課題はあるものの、よりよい施設になりつつあるのかなとは感じているところであります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

やっぱり私の地域の中山間で、県の補助で竹チップ、竹を粉砕する補助金をもらって買ったのです。それで、その粉砕したものを道の駅で売ろうとか、いろいろ、組合長かな、いろいろなことを考えてやっているのですが、なかなかみんな乗ってこない、話に。ということもあるようです。

それで、今年その方が道の駅にも登録したということで、クルミか何か売っていて、きれいにむかないと商品価値がないわけですね。こうやって割るのだという話を聞かせてもらいましたが、1袋400円、半日かかると。百姓というのは、人件費が出てこないものなという話になるのですけれども、いずれにせよ、やっぱりそういった意欲的な人を例えば21行政区、5つぐらいに見つけて、その点を増やして行って面にしていくということで、やはりそういったところに取り組む農家なり、農業をやりたいという人を広げることが、確実に、そうしたら一歩も二歩も前進するのではないのかなと思うのですが、そういう点ではいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕農林振興課長。

農林振興課長（岩渕省一君）

今の話につきましては、商品の品ぞろえという課題の一つになろうかと思えます。

先ほど町長が答弁したとおり、商品棚が閑散としているときもあります。また、議員ご指摘のとおり、大量の出荷により商品棚を独占するということもございます。それに対しては、対策を取る必要があると考えておりますが、その部分についてもやはり指定管理者が考えるべき箇所だと考えております。ただ、商品棚の大きさ、面積につきましては、指定管理者において拡大、縮小というのは可能になっているところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いずれ、ちょっと時間もなくなってきましたので、とにかくやっぱり春の野菜を確保するには、本当はもう遅いのでしょうかけれども、秋の段階、早い段階からやるということが必要だったと思うのですが、毎年毎年そういうことを繰り返しては駄目なので、一歩でも二歩でもというか、3歩か5歩ぐらいずつ前進するように取組を進めていただきたいということですが、文化財調査員の関係です。

いろいろ今の体制、答弁いただきました。それで、調査員3人と今、多分この先定年を迎える方もいらっしゃるはずですが、そうすると今後そういった調査員、数年で何人か退職されると思うのですが、それはどうなっていますか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

確かに、調査員につきましては、現行制度であれば令和3年度で1名、4年度で1名退職、現行制度では予定でございます。

今後ということですが、いずれ調査員につきましては、その毎年の業務量、これからの業務量、今、調査員については開発行爲に伴う受け身的な対応で、ちょっと人数が不足しているかなというところですが、今後の調査員としての業務量がどの程度になるのか、そういうことを勘案しながら、当然このまま少なくなるということは想定されませんが、そのあたりも考慮しながら十分、議員の懸念は承知しておりますので、適切に対応してまいりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

日本考古学協会の研究検討委員会というのが常設でありまして、そこでもやっぱり今、この考古学関係の大学なんかでもなかなか増えなかったり、そういう希望するという人が減っているという状況があるようです。歴史とか何かには関係あるけれども、いわゆる文系の中でこういった調査員とか、なかなか正規もなかったり厳しいという状況もあるようです。

それでなのですが、やっぱりこれ今2名、この先数年でいなくなるという、1名になっちゃうと。もちろんその状態ではなくて、今おられる方が今後どういう選択をするかということもあると思うのですが、結局継承するということは、今いる人たちに若い人でもついて、やっぱり何年か経験を積んで、そして知識が受け継がれるのだと思うのですよ。

ということは、今そうした人を採用するということなしには、なかなかうまくいかないのだと思うのですよ。そして、そういった時間がかかることですし、今、県全体のこの調査員さんというのは、やっぱり高齢化というのも進んでいるそうです。とすると、取り合いになるという言い方がどうかは分かりませんが、そっちもこっちもとなれば、なかなか募集してもこれは集まらないということになると思うのですよ。多分、調査員とか技術系というのは途中採用も

多いと思うのですが、一般職、6月ですか、やっぱりそういったところに今からきちんと募集をかけて確保し、そして現場の数を踏んでもらうということで継承できるのだと思うのです。その辺では、そういうふうにはいかないのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（千葉登君）

確かに、調査員につきましては、採用と同時にすぐ現場に入れるというような職種ではございません。ただ、現在残っている調査員につきましてはまだ30代というところで、今後も引き続き業務を続けるということになりますので、年齢、組織としては若い職員が今後入っていただいて、その事務を継承するというのが理想的でございますので、それにつきましても今後適切に判断し、対応してまいりたいと思います。

（発言する声あり）

議長（高橋拓生君）

以上で通告された一般質問を終わります。

---

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程を全て終了いたしました。

なお、次の本会議は12月17日午前10時から行います。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会 午後 2時02分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長

署名議員

同